

「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」のポイント(解説)

2002年12月18日
日本経済団体連合会

基本スタンス

制度見直しの目的を明確にした
取りまとめの構成に変更

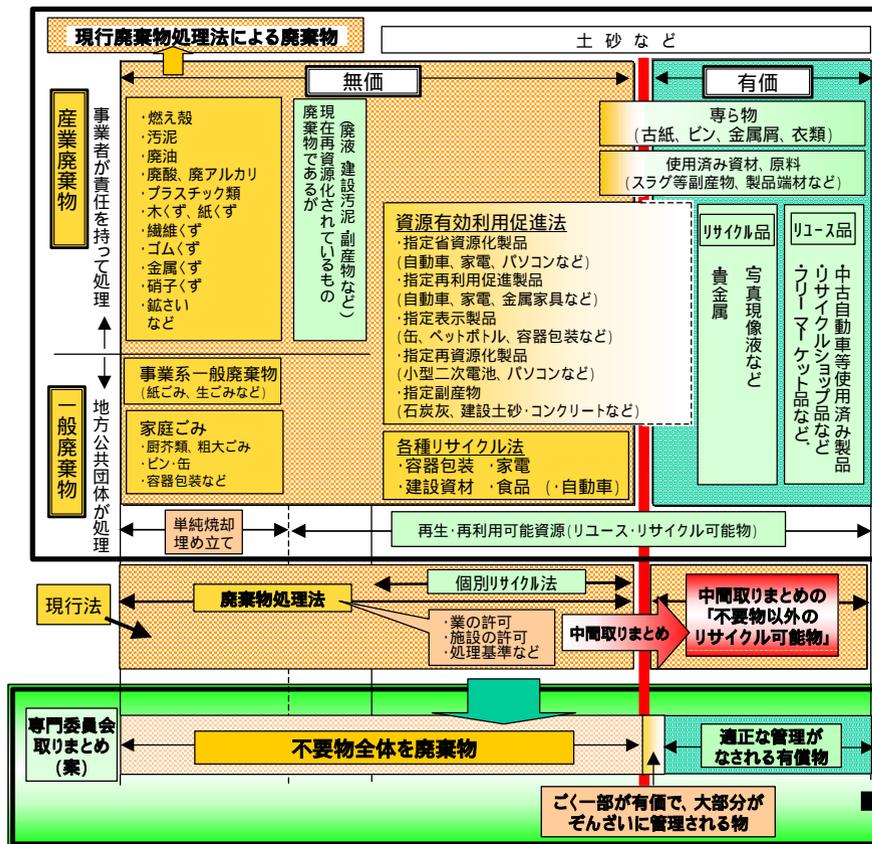
効率的な廃棄物処理・リサイクルの推進

不適正処理の防止・適正処理の確保

適切な役割分担による廃棄物の排出抑制

廃棄物の定義と不投投棄対策を
切り離して考える方向
リサイクル促進のための合理的
な規制であることを重視する方向

内容



1. 廃棄物の定義に関して

不要物全体を廃棄物としてとらえる。
適正な管理がなされ、有償取引が確立しているものは
対象にすべきでない。

「リサイクル可能物」と偽る不適正処理に対して、
行政調査権限を強化する。(不法投棄対策)
ごく一部が有価であり保管などがぞんざいに扱われている
ものに限定して、保管基準の適用など事後処理対応を軸と
した管理を行う。(不適正処理対策)

判断基準を明確に

2. 効率的な廃棄物処理・リサイクルの推進について

手続きの合理化などを積極的に推進する。

広域指定制度の積極活用

再生利用認定制度の積極活用

産業界も参加した検討
の場を設けて推進

同様の性状をもつ物の施設許可取得は、一廃あるいは
産廃のどちらかの許可で可能とするなど
ガムの流木など処理困難性から市町村でうまく処理でき
ない事業系一廃について、個々に産廃へ振り分けしていく。

3. 土砂の対応について

・汚染土壌について、汚染土壌対策法での確な対応を行い、それで
対応できない場合には廃棄物処理法による対応を図る。

・公共事業で発生する土砂が多いことから、公共主体が土砂の
適正利用・処分を明確にする取組みが必要。

4. その他

適因物指定を産業界との検討
の場を設けて国で選定

・市町村が処理困難な物について

拡大生産者責任の拡充の必要性が盛り込まれた。

・不法投棄対策の一環として優良処理業者や行政処分の
情報提供の検討の必要性が盛り込まれた。

・産業廃棄物行政に 税の手法を位置付ける検討の場の設置の
必要性が盛り込まれた。